

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

## 鉄道防災事業費補助繰入基準

平成15年10月1日	機構規程第119号
平成22年11月18日	機構規程第 62号
平成29年3月30日	機構規程第 87号
平成30年2月16日	機構規程第 25号
令和3年3月30日	機構規程第 81号
令和3年4月1日	機構規程第 3号

### (通則)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)第17条第2項に基づき実施する防災事業費補助金(以下「補助金」という。)の繰り入れは、機構法及び同法施行令(平成15年政令第293号。以下「機構法施行令」という。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この繰入基準は、国土の保全に資するとともに機構の鉄道施設の防災に資することを目的として、機構の鉄道建設業務を掌理する副理事長(以下「副理事長」という。)が施行する青函トンネルの機能保全に要する経費の一部助成勘定から建設勘定に対してを繰り入れする補助金(以下「補助金」という。)について、補助の対象、補助金に係る申請、繰り入れその他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (補助金の繰り入れの対象となる事業の範囲等)

第3条 補助金の繰り入れの対象となる事業(以下「補助事業」という。)の範囲及び対象とする経費(以下「対象経費」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。  
2 補助事業の採択基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

### (補助金の繰り入れ申請)

第4条 副理事長は、補助金の繰り入れを受けようとするときは、補助金繰入申請書(第1号様式)に施行しようとする事業の内容を記載した書類(第2号様式)及び計算の基礎を記載した書類(第3号様式)を添付し、理事長に提出するものとする。  
2 前項の申請書の提出時期は、当該申請に係る補助事業を施行する会計年度の4月25日までとする。ただし、理事長が他の日を提出時期として指定したときは、その日までとする。

### (補助金額の算出)

第5条 当該年度に繰り入れする補助金の額は、第3条の規定による補助事業の対象工事件名(対象費目ごとをいう。)ごとの対象経費の支出計画額の合計額に、別表第2に定める補助率を乗じて算出する。

(補助金の繰り入れ決定及び通知)

第6条 理事長は、第4条による補助金繰入申請書の提出があったときは、これを審査し、所要の手続きのうえ補助金の繰り入れを決定し、第4号様式による補助金繰入決定通知書により、副理事長に通知するものとする。

(申請の取下げ期日)

第7条 副理事長は、繰り入れ決定の内容又はこれに附した条件に不服があることにより、補助金の繰り入れ申請を取下げようとするときは、理事長が指定する期日までにその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

(補助金の繰り入れの条件)

第8条 次に掲げる事柄は、補助金の繰り入れを決定する場合に附する条件となるものとする。

- (1) 機構法、機構法施行令及びこの繰入基準により処理するものとする。
- (2) 補助事業の内容又は対象経費の配分について変更しようとするときは、国土交通大臣（以下、「大臣」という。）が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業計画変更承認申請書(第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、すでに繰り入れを受けた補助金の一部を国に納付すべきときは、指定する期日までに補助金納付金額計算書(第6号様式)を理事長に提出するものとする。
- (4) 当該年度の補助事業が完了した場合において、当該補助事業に係る雑収入が生じたとき又は工事用の機械、器具、仮設物その他の資材が残存しているときは、当該雑収入又は当該物件の残存価格に第5条に定める補助率を乗じて得た金額を理事長を通じて国に納付するものとする。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を処分しようとするときは、大臣が別に定める場合を除き、その旨を記載した書面を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(状況報告)

第9条 副理事長は、補助事業の実施状況については、補助金の繰り入れ決定に係る国の会計年度の上半期及び理事長から要求があったときとし、補助事業実施状況報告書(第7号様式)により、上半期にあっては、当該年度の10月5日、理事長からの要求による場合は、理事長から要求のあった月の翌月の5日までに理事長に提出するものとする。

(当該年度内に補助事業が完了しない場合等の措置)

第10条 副理事長は、補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、補助事業が当該年度内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び当該年度内に事業が完了しない部分又はその遂行が困難となった部分に係る対象経費を算定した書類(第8号様式)を当該年度の3月5日までに理事長に提出し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第11条 副理事長は、補助事業の全部が完了したときは、補助事業の全部が完了した日から起算して20日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに理事長に補助事業完了実績報告書(第9号様式)を提出するものとする。ただし、補助事業の全部が繰り入れ決定年度内に完了しない場合には、補助事業年度終了実績報告書(第10号様式)を翌年度の4月20日までに理事長に提出するものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 理事長は、第11条に定める補助事業完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その内容が正当であると認めるときは、所要の手続きのうえ補助金の額の確定通知書(第11号様式)により、副理事長に通知するものとする。

(補助金の概算の繰り入れの請求)

第13条 副理事長は、補助金の概算繰り入れを受けようとするときは、請求書(第12号様式)を理事長に提出しなければならない。

(補助金に関する整理)

第14条 機構は、補助金の繰り入れに関する特別の帳簿を備え、繰り入れを受けた補助金を補助事業の対象工事件名ごとに整理しておくものとする。

- 2 前項の補助事業の対象工事件名ごとの補助金の額は、第6条による繰り入れ決定年度に係る補助金の繰り入れ額のうち、それぞれの対象工事件名が属する補助率ごとの額を、繰り入れ決定の基礎となった補助事業の実施計画額の合計額のうち、当該対象工事件名が属する補助率ごとの実施計画額の合計額に占める当該対象工事件名の実施計画額の割合で配分するものとする。
- 3 前項の補助金額は、第12条に定める補助金の額の確定通知を受けた場合において、当該確定額とその確定の基礎となった補助事業の実績額及び補助事業の対象工事件名ごとの実績額により修正するものとする。
- 4 第1項の帳簿は、補助事業の全体及び件名ごとの毎年度の補助金額及びその累積額が明らかとなるような様式のものとする。

(取得財産等に関する整理)

第15条 機構は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、鉄道事業会計規則(昭和62年運輸省令第7号)別表第1の資産の区分に従い、補助事業の対象工事件名ごとに、当該取得財産等の帰属する線区名、区間又は場所及び財産価格を明らかにし、常にその取得の状況を把握できるよう整理しておくものとする。

- 2 前項の財産の整理は、補助事業の一の対象工事件名により取得した財産が稼働した場合において、当該財産の取得のために充てられた補助金額を前項資産の区分ごとに明らかにするものとする。

この場合における補助金額は、第14条の帳簿により対象工事件名の工事の完了する年度までに事業費の一部に充てられた補助金の累計額とし、当該財産の属する資産区分の構成割合によって配分するものとする。

- 3 第1項の帳簿は、補助事業の全体及び対象工事件の件名ごとの毎年度の財産取得等の状況及び前項の資産の区分ごとの補助金額、その他必要な事柄が明らかとなるような様式のものとする。

(関係書類の保存)

第16条 機構は、取得財産等の現状を明らかにしておくため、次の各号に掲げる帳簿を保存しておくものとする。

- (1) 第14条及び第15条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の処分の制限等)

第17条 副理事長は、取得財産等(適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産

及び同条4号又は第5号の規定により大臣が定める財産に限る。以下本項において同じ。)を処分しようとする場合には、当該取得財産等の属する線区名、区間、所在場所、価格、処分の理由その他必要な事柄を明らかにした書類を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に定める場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この繰入基準は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 前項に規定する適用日前に繰り入れ決定が行われた補助金については、建設勘定に対して防災事業費補助金資金の繰り入れ決定したものとみなし、機構法第17条第2項を適用のうえ、この繰入基準の定めるところによるものとする。

附 則

この繰入基準の一部改正は、平成22年11月18日から施行し、平成22年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附 則

この繰入基準の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この繰入基準の一部改正は、平成30年2月16日から施行する。

附 則

この繰入基準の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この繰入基準の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象となる事業	補助対象となる事業の範囲	対象経費		
		費目	費目の区分	内容
鉄道防災事業	青函トンネルの機能を保全するために必要な施設の改修工事(工事費には消費税を含む。)とする。	工事費		補助事業施行のために必要な直接的経費
		本工事費		請負工事費等の直接本體工事に要する経費
			路盤費	地震防災施設、排水施設、火災検知施設、消火避難誘導施設、定点消火施設、トンネル覆工、路盤の改修に要する経費
			電気費	電力設備(排水施設等に係る)、列車制御施設、通信施設、変電所施設の改修に要する経費
		附帯工事費	工事附帯費	資材運搬費、外注設計調査費、工所用建物の仮設費等の直接工事に附帯する経費
		管理費		管理費

別表第2

区分	補助率	採択基準
青函トンネル機能保全	2/3	<p>次に掲げる範囲の工事であること。</p> <p>青函トンネル(今別町浜名～知内町湯の里間53.9キロメートル)の機能を保全するために必要な施設(償却資産に限る。)の改修とする。</p> <p>(函館指令センター等の青函トンネルに係る施設を含む。)</p>

(第1号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長

鉄道防災事業費補助金繰入申請書

年度における防災事業に係る鉄道防災事業費補助金 円を繰り入れ  
されるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助繰入基準第4  
条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 事業の内容  
別添 年度鉄道防災事業計画総括表(第2号様式)  
記載のとおり
- 3 添付書類  
年度鉄道防災事業費補助金計算書

(第2号様式一1)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業計画(変更)総括表

(単位：千円)

区分 対策別	総工事費	年度まで 工事支出額	年度以降 工事支出計画額	年度		備 考
				工事支出計画額	補助金額	
(1) (対策名)						
(2)						
(3)						
合 計						

(注) 1 対策別は、「青函トンネル機能保全」と区分すること。

2 事業計画の変更の場合には、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により、変更の内容が明らかになるよう記載すること。

(第2号様式一2)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業計画(変更)概要表

(対 策 名)

(単位：千円)

区分 工事件名別	総工事費	年度まで 工事支出額	年度以降 工事支出計画額	年度			工 期	使用開始時 期	備 考
				工事支出計画額	補助率	補助金額			
合 計									

- (注) 1 対策名は、「青函トンネル機能保全」とし、対策別に別葉とすること。青函トンネル機能保全は費目別に記載すること。
- 2 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。
- 3 工事件名ごとに工事概要を記載した書類及び工事箇所等を記載した略図(B4版1枚を原則とする)を添付すること。
- 4 事業計画の変更の場合には、変更に係る工事件名については、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により明示するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

(第2号様式—3)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業計画(変更)内訳総括表

(単位：千円)

区分 対策別	工事支出計画額	工 事 内 訳										備 考
		本 工 事						附帯工事	用 地	管理費	補助率	
		路 盤	橋りょう	軌 道	電 気	その他	小 計					
青函トンネル機能保全											2/3	
合 計												

(注)事業計画の変更の場合には、当初計画の数値等に抹消を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により、変更の内容が明らかになるよう記載すること。

(第2号様式一4)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業計画(変更)内訳概要表

(単位：千円)

区分 工事件名又は費目別	工事支出計画額	工 事 内 訳										備 考
		本 工 事						附帯工事	用 地	管理費	補助率	
		路 盤	橋りょう	軌 道	電 気	その他	小 計					
工事費											2/3	
本工事費												
附帯工事費												
管理費											2/3	
合 計												

(注)事業計画の変更の場合には、当初計画の数値等に抹消を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により、変更の内容が明らかになるよう記載すること。

(第2号様式—5)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業費(変更)算出基礎

(工 事 件 名)

(単位：円)

費 目	細 目	工 種	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
工事費							
本工事費							
附帯工事費							
管理費							
合 計							

(注)事業計画の変更の場合には、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により、変更の内容が明らかになるよう記載こと。

(第3号様式)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業費補助金計算書

(単位：円)

区分 対策別、工事件名別	工事支出計画額	補助率	補助金額	備考
合計				

(注) 1 対策別は、「青函トンネル機能保全」に区分すること。

2 工事件名別は、費目別に記載すること。

(第4号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長

年度鉄道防災事業費補助金繰入決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度鉄道防  
災事業費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補  
助繰入基準(以下「繰入基準」という。)第6条の規定により下記のとおり繰り入れすることに決定  
したので、通知する。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 2 補助金の繰り入れの条件は、次のとおりとする。
  - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)及び同法施行令(平成15年政令第239号)並びに繰入基準の定めるところによる。
  - (2) 補助事業の内容又は対象経費の配分を変更しようとするときは、昭和62年6月15日付け官鉄監第137号に定める場合を除き、遅滞なく補助事業計画変更承認申請書(第5号様式)を理事長に提出し、承認を受けるものとする。
  - (3) 補助金の額の確定は、補助事業に要した工事件名ごとの対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額の合計額と工事件名ごとの対象経費の配分額に対応する補助金の合計額(変更されたときは変更後の額とする。)とのいずれか低い額とする。

ただし、雑収入又は工事用の機械、器具、仮設物等の残存物件がある場合は、雑収入額又は残存物件の残存価格に繰入基準第5条に定める補助率を乗じて得た額を差し引いた額とする。
  - (4) 補助金の確定通知を受けた場合において、すでに繰り入れを受けた補助金の一部を国に納付すべきときは、当該通知を受けた日の翌月の末日までに補助金納付金額計算書(第6号様式)を理事長に提出するものとする。
  - (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、昭和62年6月15日付け官鉄監第137号に定める場合を除き、理事長の承認を受けるものとする。
- 3 この補助金の繰り入れ決定の内容又は条件に不服がある場合は繰入基準第7条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

(第5号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長

年度鉄道防災事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金等の繰入決定通知のあ  
った 年度鉄道防災事業について、下記のとおり、その内容又は経費の配分を変  
更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業の内容又は経費の配分を変更する理由

2 添付書類

年度鉄道防災事業計画変更総括表  
年度鉄道防災事業計画変更概要表  
年度鉄道防災事業計画変更内訳総括表  
年度鉄道防災事業計画変更内訳概要表  
年度鉄道防災事業費変更算出基礎

(第6号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長

年度鉄道防災事業費補助金の納付金額計算書

年 月 日付け 第 号をもって通知を受けました 年度  
鉄道防災事業費補助金については、下記のとおり一部を納付することとなったので、報告します。

記

1 補助金繰り入れ額	円
2 確 定 額	円
3 納付額(1-2)	円

(第7号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長

年度  $\left[ \begin{array}{c} \text{上半期} \\ \text{月末まで} \end{array} \right]$  の鉄道防災事業実施状況報告書

年 月 日から 年  $\left[ \begin{array}{c} \text{上半期} \\ \text{月末まで} \end{array} \right]$  までの期間における

年度鉄道防災事業の実施状況について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助繰入基準第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

	(	円)
1 工事支出計画額		円
2 工事实績額		円
	(進捗率	%)
3 繰入決定額		円
4 工事の概要		

(別紙1) 年度  $\left[ \begin{array}{c} \text{上半期} \\ \text{月末まで} \end{array} \right]$  の鉄道防災事業

実施状況調書(その1)のとおり

- (注) 1 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きとすること。  
2 上半期の報告にあつては( 月末まで)を削除することとし、助成勘定からの要求に基づく報告にあつては(上半期)を削除すること。

(第7号様式 別紙1)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度 [ 上半期  
月末まで ] の鉄道防災事業実施状況調書(その1)

(対策名 )

(単位：円)

区分 工事件名別	工事支出計画額 ①	工事实績額 ②	計画額との差額 ①-②	進捗率 ②/①	2月末までの 工事支出計画額 ③	合計 ②+③	備考
合計							

- (注) 1 対策名は、「青函トンネル機能保全」とし、対策別に別葉とすること。  
2 工事件名別は、費目別に記載すること。  
3 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。  
4 上半期の報告にあつては、標題の( 月末まで)の字句は削除し、助成勘定からの要求に基づく報告にあつては、標題の(上半期)の字句は削除する。

(第8号様式)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業実施状況調書(その2)

(対策名 )

(単位：円)

区分 工事件名別	工事支出計画額	工事实績額 (3月末までの見込み額 を含む)	計画額との差額	計画額との差額の内訳			理由
				年度内に完了しない部 分	遂行が困難となった部 分	その他	
合計							

- (注) 1 対策名は、「青函トンネル機能保全」とし、対策別に別葉とすること。  
2 工事件名別は、費目別に記載すること。  
3 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。

(第9号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長

年度鉄道防災事業完了実績報告書

年度鉄道防災事業の完了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助繰入基準第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の完了実績

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 別紙1 | 年度鉄道防災事業完了実績調書(その1)のとおり |
| 別紙2 | 年度鉄道防災事業完了実績調書(その2)のとおり |

(第9号様式 別紙1)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業完了実績調書(その1)

(対策名 )

(単位：円)

工事件名別	区 分		工 期	工事支出計画額	工事实績額	残存物件等合計額	補助対象実績額	計画額との差額	備 考
	着工期日	完了期日							
合 計									

- (注) 1 対策名は、「青函トンネル機能保全」とし、対策別に別葉とすること。  
2 工事件名別は、費目別に記載すること。  
3 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。

(第9号様式 別紙2)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業完了実績調書(その2)

(対策名 )

(単位：円)

区 分		金 額				計	備 考
		補助率／	補助率／	補助率／	補助率／		
工事支出計画額	A						
実 績 額	B						
雑 収 入 残 存 物 件 価 格	C						
補 助 対 象 額	$D=B-C$						
補 助 金 精 算 額	$E=D \times \text{補助率}$						
概 算 交 付 額	F						
補 助 金 返 還 額	$F-E$						

(注)対策名は、「青函トンネル機能保全」とし、対策別に別葉とすること。

(第10号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長

年度鉄道防災事業年度終了実績報告書

年度鉄道防災事業の年度終了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助繰入基準第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

( 円)

1	工事支出計画額	円
2	工事实績額	円
	(進捗率	%)
3	交付決定額	円
4	工事の概要	
	別紙1	年度鉄道防災事業年度終了実績調書
	別紙2	年度鉄道防災事業実績概要表

(注)1 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額は上段にかっこ書きすること。

(第10号様式 別紙1)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業年度終了実績調書

(対策名 )

(単位：円)

区分 工事件名別	工事支出計画額	工事実績額	残存物件等合計額	補助対象実績額	計画額との差額	進捗率 (%)	計画額との差額の内訳		備考
							繰越額	その他	
合計									

- (注) 1 対策名は、「青函トンネル機能保全」とし、対策別に別葉とすること。  
2 工事件名別は、費目別に記載すること。  
3 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。

(第10号様式 別紙2)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

年度鉄道防災事業実績概要表

(単位：千円)

区分 工事件名別	工事支出計画額	工 事 内 訳										備 考
		本 工 事						附帯工事	用 地	管理費	補助率	
		路 盤	橋りょう	軌 道	電 気	その他	小 計					
											2/3	
合 計												

(注)事業計画の変更の場合には、当初計画の数値等に抹消を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により、変更の内容が明らかになるよう記載すること。

(第11号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長

年度鉄道防災事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった 年度鉄道防  
災事業の実施については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助繰入  
基準第12条の規定により下記のとおりその額を確定したので、通知する。

記

補助金額は、次のとおりとする。

円

(第12号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
副 理 事 長

年度鉄道防災事業費補助金の概算繰入請求について

年 月 日付け 第 号により繰り入れ決定の通知を受けた標記補助金  
( ) について、下記のとおり概算払を受けたいので、請求します。

記

1 金 額

2 支払方法

3 振込先